

# **富士市放課後児童クラブガイドライン**

**富士市福祉部子育て支援課**

## 富士市児童クラブガイドラインの策定に当たって

国は放課後児童クラブを「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的とし、平成19年10月19日にガイドラインを策定した。このガイドラインは、各児童クラブの運営の多様性から「最低基準」という位置づけではなく、運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとなっている。

本市の児童クラブは子どもの安全で安心した生活の場の確保と遊びを通しての児童健全育成が目的であり、地域の子どもは地域が守り育てるという地域づくり、まちづくりの一環の活動でもあるという性格を有している。

本市の児童クラブの発足は広見子どもクラブが最初で昭和50年に、そして平成19年に富士北児童クラブ、よきた児童クラブ、富士本児童クラブが新たに加わり、25小学校区に24児童クラブの設置となっている。各児童クラブにおいては様々な設置の経緯により、実施場所、施設整備状況、指導員の雇用体制、活動内容、開所時間などに格差が生じている。それとともに各児童クラブの活動には、地域の行事や祭りに参加したり、体力づくりのために一輪車をやったり、段ボールで遊具を作ったりなど、いろいろな特色がある。

そこで国のガイドラインをベースに、格差を是正し、特色のある活動を促すことのできる富士市としてのガイドラインを定めることとした。各児童クラブには、このガイドラインに従い、安全、安心をモットーに、法を守り、より充実した運営を図っていくため、児童クラブの規約を整えていただくことになる。このことにより、本市の児童クラブでは子ども達にとってより良い生活環境が保たれるとともに、安定かつ継続的な児童クラブの運営が継続できるようになると期待している。

なお、このガイドラインは、各児童クラブの運営のための指針、方向性を示すものとなることから、本市の児童クラブの生の声が反映されるよう市放課後児童クラブ連絡協議会の検討委員会に検討をお願いし、まとめたものである。

# 放課後児童健全育成事業関連法令

## ○児童福祉法

### 第1章 総則

(事業)

#### 第6条の2第3項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事をいう。

### 第2章 福祉の保障

(市町村の責務)

#### 第21条の28

市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の2第3項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

### 第3章 事業及び施設

(放課後児童健全育成事業の開始等)

#### 第34条の7

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行う事ができる。

(命令への委任)

#### 第49条

この法律で定めるもののほか、障害児相談支援事業等及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

### 第5章 雑則

(福祉の措置及び保障に関する連絡調整等)

#### 第56条の6第2項

障害児相談支援事業等又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

## ○児童福祉法施行令

(放課後児童健全育成事業の実施基準)

### 第1条

児童福祉法第6条の2第3項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図れるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

## ○社会福祉法

(定義)

### 第2条3

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする

二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設・保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について帽談に応ずる事業

# 児童クラブのガイドライン策定の概要

## 1 国の状況

### (1) 児童福祉法で児童クラブが法制化

1997年（平成9年）に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置付けられる。

最低基準は定められず、「多様かつ柔軟な形態で地域の実情に応じて推進する」というものだった。

### (2) 放課後子どもプランの創設

□ 2006年（平成18年）5月に3大臣合意（少子化対策特命大臣の肝煎り）による文部科学省の「放課後子ども教室事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」一体的あるいは連携して推進する総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」の創設が決められる。

□ 2007年（平成19年）4月、放課後子どもプラン推進事業が施行される。

### (3) 放課後児童クラブガイドライン策定

□ 2007年（平成19年）7月に「ガイドライン案」が示され、意見公募（パブリックコメント）がなされる。

□ 同年10月19日「放課後児童クラブガイドライン」が策定される。

【雇児発第1019001号（平成19年10月19日）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による「放課後児童クラブガイドライン」の策定通知が県知事にある。】

- ・「放課後児童クラブ」は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているところである。
- ・「放課後児童クラブ」を「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点から放課後児童クラブの質の向上に資することを目的とし、本ガイドラインの策定を行ったところである。
- ・本ガイドラインは、各クラブの運営の多様性から「最低基準」という位置付けでなく、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本事項を示し、望ましい方向を目指すものである。
- ・放課後児童健全育成事業の推進に当たっては、本ガイドラインを参考に、常に、設備又は運営の向上に努められたい。

## 2 県の状況

### (1) 県としてのガイドラインの策定はなし

国のガイドラインの策定に伴い、県のガイドライン策定の件を2007年12月10日、県に問合せると「国と内容的に変わらない。国に追随する形となるので県としては策定しない」との回答。

## 3 県内の策定状況

(1) 公設民営方式を採る16市の「市独自のガイドライン策定」状況(2008.2月1日現在)

- 策定の必要性があるので、今後策定予定：富士宮市、袋井市
- 昨年、運営マニュアルを策定したので、ガイドラインは特に策定しない：磐田市
- 策定の予定なし：熱海市、伊東市、沼津市、裾野市、伊豆市、御殿場市、静岡市、焼津市、藤枝市、浜松市、掛川市、島田市、湖西市(13市)

#### 4 富士市の状況

(1) 連絡協議会内に検討委員会の設置が決まる。

平成19年度の第3回富士市放課後児童クラブ連絡協議会(H19年3月12日)で、会長が、「法を犯さない児童クラブ運営をしていくため、正・副会長、相談役、ききょうの里の遠藤氏の5名で検討委員会を設置したい」との提案をして、了承される。

(2) 第1回検討委員会の開催(H19年6月8日)

□検討委員会の性格・検討内容・検討項目の検討

ガイドラインづくりと児童クラブ全体に関わる課題とレベルアップに関わる事項を検討・協議

□第2回検討委員会の予定

(3) 第1回連絡協議会の開催(H19年7月18日)

□第1回検討委員会の報告(会議録で)

□今年度の市連絡協議会の共通テーマ「労災保険未加入率“ゼロ”」の承認

□労災と雇用保険の担当者研修会の実施の承認

(4) 第2回検討委員会の開催(H19年9月10日)

□検討委員会設置要領の検討

□運営基準づくりに関するアンケートの実施についての検討

□労働保険等に関する担当者研修についての検討

□第3回検討委員会の予定

(5) 第3回検討委員会の開催(H19年10月5日)

□第2回連絡協議会開催についての検討

□労働保険等担当者研修についての検討

□運営ガイドライン策定に関する検討

□第4回検討委員会の予定

(6) 第2回連絡協議会の開催(H19年10月30日)

□連絡協議会会長から口頭で第2回・第3回の検討委員会の報告と第4回の予定を発表

(7) 第4回検討委員会の開催(H20年12月11日)

□労働保険に係る実務担当者研修会(11月7日)の報告

□ガイドラインの基本姿勢についての検討

□第5回検討委員会の予定

(8) 第5回検討委員会の開催(H20年1月24日)

□国のガイドラインをベースにした市のガイドライン(案)の検討

□市の要領、細則、書式・様式の検討

□第6回検討委員会の予定

(9) 第6回検討委員会の開催（H20年2月18日）

- 労働保険実務担当者講習会（2月12・13日）の報告
- 市のガイドライン追加項目の検討
- 第3回連絡協議会開催についての検討
- 第7回検討委員会の予定

(10)平成19年度第3回連絡協議会の開催（H20年3月10日）

- ①連絡協議会会長から口頭で第4回・5回・6回会議の報告
- ②ガイドライン策定の概要の報告
- ③市のガイドライン（案）の提示
- ④市のガイドラインについてのパブリックコメントの依頼

(11)第7回検討委員会の開催（H20年3月26日）

- ①ガイドラインのパブリックコメント（5クラブ8通）についての検討
- ②ガイドラインのまとめ方の方向性についての検討
- ③第8回検討委員会の予定

(12)第8回検討委員会の開催（H20年4月18日）

- ①子育て支援課長・担当の紹介(機構改革による新課と人事異動)と検討委員の紹介
- ②第1回連絡協議会にかけるガイドラインの原案の検討
- ③第1回連絡協議会開催についての検討

(13)平成20年度第1回連絡協議会の開催（20年5月23日）

- ①連絡協議会会長が口頭で、第6回までの検討委員会の内容は、昨年度の本協議会で報告済みのことを、そして第7回・8回の検討委員会の内容を報告
- ②市のガイドラインの策定の概要についての報告
- ③「ガイドライン策定に当たって」、「ガイドライン」の原案を発表

(14)第9回検討委員会の開催（H20年6月4日）

- ①第1回連絡協議会の分科会での意見についての検討
- ②各運営委員会の会議録（FAX報告）におけるガイドラインに関する課題・要望についての検討

(15)第10回検討委員会の開催（H20年8月8日）

- ①ガイドラインの最終確認（構成と内容について）
- ②児童クラブの防災対応について（現状報告）
- ③第2回連絡協議会開催についての検討

# 富士市放課後児童クラブガイドライン

## 1 対象児童

対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない留守家庭の小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができること。

## 2 規 模

(1)放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。

(2)1放課後児童クラブの規模については、10人以上で最大70人までとすること。

## 3 開所日・開所時間

(1)開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。

また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。

なお、新1年生については、保育園との連続を考慮し、4月1日から受入れること。

(2)開所日数は250日以上とする。

## 4 施設・設備

(1)子どもが生活する専用スペース(プレイルーム)は児童1人あたり畳1枚分の1.65㎡を目指す。

なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。

(2)専用施設の建設基準及び余裕教室の改修基準を別に定める。

## 5 職員体制

(1)放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

(2)放課後児童クラブには主任指導員を置くとともに複数の指導員で対応すること。

## 6 放課後児童指導員の役割

(1)放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
- ④ 個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤ 放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥ 事業の公共性の維持

(2)放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉介入が必要とされるケースについては、市が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

## 7 保護者への支援・連携

保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。

## 8 学校との連携

(1)学校との連携を積極的に図ること。

なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。

(2)子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。

また、放課後子ども教室との連携を図ること。

## 9 関係機関・地域との連携

(1)保育園・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。

(2)子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。

## 10 安全対策

(1)事故やケガの防止と対応

あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。

(2)衛生管理

あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。

(3)防災・防犯対策

防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。



#### (4) 来所・帰宅時の安全確保

あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

#### 11 特に配慮を必要とする児童への対応

(1) 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。

受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。

(2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

#### 12 事業内容等の向上について

(1) 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。

(2) 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。

#### 13 利用者への情報提供等

(1) 市及び放課後児童クラブは、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。

(2) 放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

#### 14 要望・苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

(2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

#### 15 施設整備の順序

(1) 児童クラブを整備する場合は、原則として次の順序とする。

- ① 余裕教室
- ② 学校敷地内に専用施設を設置
- ③ 学校近隣地の市有地に専用施設を設置
- ④ 借地して専用施設を設置
- ⑤ その他の施設を借用

(2) 2か所目の施設の場合も同様とする。

#### 16 委託契約に関すること

(1) 委託先は各児童クラブ運営委員会とする。

(2) 運営委員会は各小学校区に1つとする。

## 17 児童クラブの分割に関すること

- (1) 児童クラブの児童数が71人以上になった場合は児童クラブを分割する。
- (2) 分割するクラブの施設整備の順序は原則として次の通りとする。
  - ① 現行の施設を壁等で分割する。
  - ② 余裕教室
  - ③ 学校敷地内に専用施設を設置
  - ④ 学校近隣地の市有地に専用施設を設置
  - ⑤ 借地して専用施設を設置
  - ⑥ その他の施設を借用
- (3) 分割するクラブの児童の分け方は各運営委員会が協議し、決定する。
- (4) 委託料は分割した児童クラブ数及び該当クラブの児童数に応じて運営委員会に支払う。

## 18 附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

ただし、2規模(2)及び17児童クラブの分割に関することは、平成22年4月1日から施行する。

## 余裕教室の改修基準

### 1 内装について

(1) できる限り「富士檜」を使用する。

### 2 設備について

(1) エアコン

① 本体は各クラブが設置する。

※従前からエアコンは各クラブで設置をお願いしてきたことと、保育園の年中・年長児クラスの部屋にはエアコンが設置されていないので、この方針は変更しない。

② エアコン設置用の配線のための配管は布設する。

(2) 電話

① 各クラブにはFAX付きの電話機を設置する。

② 電話機はワイヤレスの子機1台がついているタイプとする。

③ 2階建ての場合は子機2台タイプとする。

(3)テレビ

① 本体は各クラブが設置する。

② テレビの設置場所までのアンテナの配線は行う。

(4)流し台

① 電磁調理器及び電気給湯装置付きの流し台を設置する。

(5)洗濯機置き場

① 必要な場合には洗濯機用パンを設置する。

### 3 事務、更衣室及び休憩スペースについて

(1) 事務、指導員の更衣室及び体調が悪くなった児童を一時的に休ませるという3つの機能を有するスペースを確保する。

(2)その広さは4.95㎡(3畳)以上とする。

### 4 玄関部分のスロープ化の推進

(1)教育委員会、学校と協議し、可能な限り、玄関部分にスロープが付くようにする。

## 児童クラブ専用施設の建設基準

### 1 トイレについて

- (1) 児童50人規模までの専用施設のトイレは3部屋設け、男子用の小便器、男女兼用の洋式便器、多目的トイレ(女子用)洋式便器を備える。
- (2) 各トイレには換気扇を設ける。
- (3) 各トイレの扉は外開きとする。
- (4) 各トイレは「使用中」、「空き」の状況が明確に分かるものとする。
- (5) 多目的トイレの大きさは182cm×182cm以上とする。
- (6) 多目的トイレには手洗いの蛇口を備える。

### 2 内装について

- (1) できる限り「富士檜」を使用する。

### 3 外観について

- (1) 屋根には天窓はつけない。

### 4 設備について

#### (1) エアコン

- ① 本体は各クラブが設置する。

※従前からエアコンは各クラブで設置をお願いしてきたことと、保育園の年中・年長児クラスの部屋にはエアコンが設置されていないので、この方針は変更しない。

- ② エアコン設置用の配線のための配管は布設する。

#### (2) 電話

- ① 各クラブにはFAX付きの電話機を設置する。
- ② 電話機はワイヤレスの子機1台がついているタイプとする。
- ③ 2階建ての場合は子機2台タイプとする。

#### (3) テレビ

- ① 本体は各クラブが設置する。
- ② テレビの設置場所までのアンテナの配線は行う。

#### (4) 流し台

- ① 電磁調理器及び電気給湯装置付きの流し台を設置する。

#### (5) 洗濯機置き場

- ① 必要な場合には洗濯機用パンを設置する。

### 5 事務、更衣室及び休憩スペースについて

- (1) 事務、指導員の更衣室及び体調の悪くなった児童を一時的に休ませるという3つの機能を有するスペースを確保する。
- (2) その広さは4.95㎡(3畳)以上とする。